

社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会

事業共催及び後援に関する取扱要綱

制定：平成 23 年 10 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、団体等と共催する事業及び事業の後援承諾事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(名義の名称)

第 3 条 承諾する後援名義は、「社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会」とする。ただし、字数制限や印刷物の都合上、「社会福祉法人」を省略することを認めるものとする。

(対象事業)

第 4 条 共催及び後援する事業（以下「共催等」という。）は、その目的及び内容が本会が掲げる社会福祉の推進に寄与するもので公益性のあるものとする。ただし、開催地及び主催団体所在地がともに嘉麻市以外の場合は、嘉麻市市民の多数の参加が見込まれるものに限る。

(承諾基準)

第 5 条 共催等する事業は、主催者が次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる公共団体
- (2) 産業経済、保健衛生、社会福祉等並びに教育、学問、芸術、スポーツ等の公的団体
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関
- (4) その他会長が適当であると認める団体

2 共催等する事業は、その目的及び内容が次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 政治活動であるもの
- (2) 宗教活動であるもの
- (3) 営利を主目的とするもの
- (4) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 一般市民の参加の機会が与えられていないもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 参加者に対して圧迫感を与えるもの
- (8) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
- (9) 特定の思想、史観又は主義主張に与するものと本会が認めるもの
- (10) 本会定款第 1 条に定める目的に反するもの
- (11) その他本会が必要とする要件を満たさないもの

3 前2項に定めるもののほか、共催等する事業は、次の各号の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が充分であると判断されるものであること
- (2) 過去に後援したものについては、承諾の条件が遵守されていたものであること
(共催等の承諾申請)

第6条 共催等を受けようとする者は、あらかじめ別紙様式第1号による申請書又は同等の事項を記載した書面を本会に提出しなければならない。

2 前項に定める書類には、従前に当該書類を提出したことがあり、それ以降に記載内容に変更事項がない場合はこの限りではない。

- (1) 主催団体の定款、寄附行為、規約又は活動目的及び活動内容を示す書類
- (2) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他本会が必要と認める書類

3 主催者は、前2項に定める書類を事業開催日の30日前までに提出しなければならない。ただし、会長が認める場合は、その期間を短縮することができる。

(承諾の通知)

第7条 本会は、共催等を認める場合には、別紙様式2号による承諾書を、承諾しなかった場合には、別紙様式第3号による不承認承諾書を当該申請者に対して交付するものとする。

2 前項に定める交付は、郵送とすることができる。

(事業中止等の届出)

第8条 主催者は、共催等の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等に変更があった場合には、速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第9条 主催者は、共催等を受けた事業の終了日から30日以内に事業開催結果を示す別紙様式第4号による事業報告書を本会に提出しなければならない。ただし、会長が認める場合は、その期間を延長若しくは提出を省くことができる。

(共催等の取り消し)

第10条 本会は、共催等の承諾を受けた主催者がその事業の実施にあたり、第5条に定める要件を具備しなくなったと認めるとき又はその他不適当な行為があると認めるときは、別紙様式第5号による承諾取消通知書を主催者に対し交付し、これを取消すものとする。

(共催等取扱事務の担当)

第11条 共催等の申込受付、審査、承諾の可否通知に係る取扱いは、当該事業の趣旨に最も密接に関連する事務事業を分掌する部門及び係が担当する。

2 前項に定める主管部門及び係が不明確な場合は、事務局長がこれを決定するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、共催等の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。